





表紙共5枚
-------

# 小浦宿舎受水槽給水ポンプ取替役務(2)

件名	小浦宿舎受水槽給水ポンプ取替役務(2)			図面番号	1/5
図名	表紙			作成年月日	R7.9.26
後方支援隊長	営繕班長	給排水係長			作成者
					
所属	陸上自衛隊対馬駐屯地 後方支援隊 営繕班				

# 仕 様 書

件名	小浦宿舎受水槽給水ポンプ取替役務(2)	作成日	令和7年9月26日
		所 属	対馬駐屯地後支隊営繕班
		作成者	防衛技官 高橋 侑聖

## 1 総 則

本仕様書は、「小浦宿舎受水槽給水ポンプ取替役務(2)」について適用する。

## 2 場 所

長崎県対馬市厳原町小浦字前原15-6 小浦宿舎

## 3 概 要

小浦宿舎内受水槽の給水ポンプ及び制御盤構成部品のの取替を実施する。

## 4 一般事項

- (1) 図面及び仕様書に記載されていない事項は、「公共建築工事標準仕様書(機械・電気設備工事編)」及び「公共建築改修工事標準仕様書(機械・電気設備工事編)」による。
- (2) 本役務実施に当たり、本仕様書及び共通仕様書に明記無き事項については担当官の指示によるほか、技術的に当然すべき事項については、請負者の責任において調整実施すること。また、疑義が生じた場合は、担当官と調整のうえ実施すること。
- (3) 本役務における火災予防、労働安全及び在来施設等の保護には十分注意を払うものとし、汚破損等させた場合は速やかに担当官に報告するとともに請負者の責任において原型に復旧すること。
- (4) 請負業者は、契約後速やかに作業実施日を担当官と調整し、工程表等を提出すること。なお、断水等が発生する工程についても担当官と調整すること。
- (5) 請負者は、本役務の写真を施工前、施工中、施工後等、その他監督官の指示するところを撮影し、カラーでA4サイズの写真帳に整理し1部提出すること。
- (6) 本役務では原則として、宿舎内の上下水、電力の使用はできない。使用する場合は、使用料を徴収する。
- (7) 施工場所及び指定された場所以外の無断立ち入り及び写真撮影を禁止する。
- (8) 本役務において発生した発生材(金属屑等)については、担当官の指示する場所に集積し、発生材調書を提出すること。
- (9) 請負者は施工後、機器の運転に支障がないことを確かめるために機能点検を実施すること。
- (10) 請負者は現場の整理整頓、清掃を実施すること。
- (11) 本仕様書に記載された寸法は標準寸法であり、施工に際しては、原寸等を確認し施工すること。
- (12) 本役務に使用する材料は、再生用品を除きすべて新品とし、カタログ等提出し担当官の検査を受け、合格したものをを使用すること。また、使用した材料については出荷証明書を提出すること。

5 特記事項

(1) 給水ポンプの仕様については、下記型番同等品以上とする。

品 名	型 式	数 量
多段水中タービンポンプ	川本製作所 SUS製 KUR3-406-2.2 同等品以上 40φ×150L/M×31M×2.2kw (ケーブル共)	1台

(2) 給水ポンプ制御盤の取替部品は下表のとおりとする。

品 名	規 格	数 量
進相コンデンサー	パナソニック N2形 SH(MF) 同等品以上	2個
フロートレスイッチ	オムロン SE-KQP2N 同等品以上	3個
サーマルリレー	オムロン 61F-G3N 同等品以上	2個

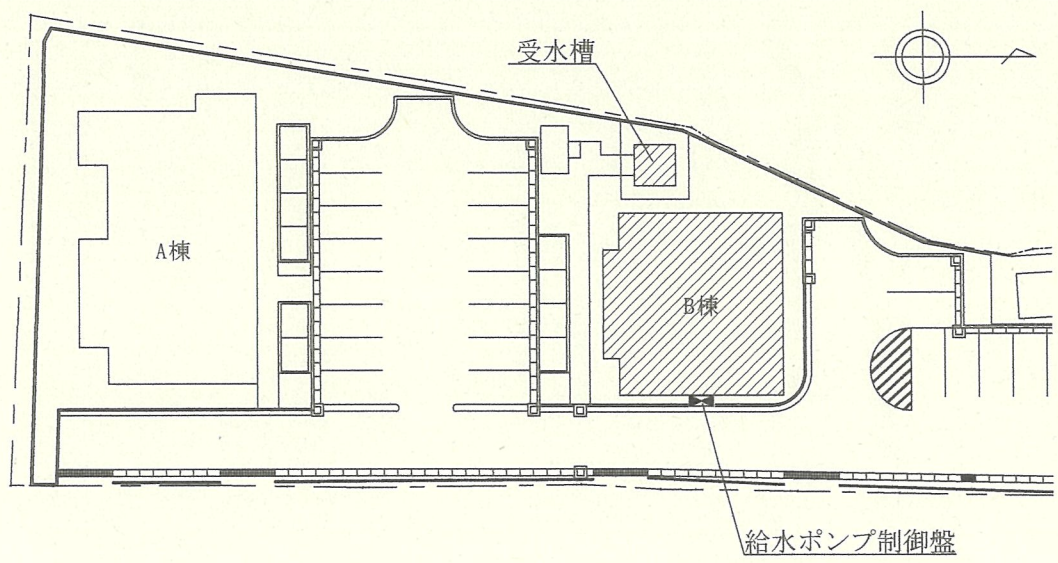
(3) 施工に際し、受水槽内に入る作業員の衣類（長靴等履物含む）については、給水施設専用又は新品とし、作業前に消毒を実施すること。また、健康状態には特に注意し、下痢等（風邪・皮膚病等）が発症している者については本役務に従事してはならない。

(4) 作業員については、事前に健康診断書（検便・6ヶ月以内に診断したもの）を提出すること。

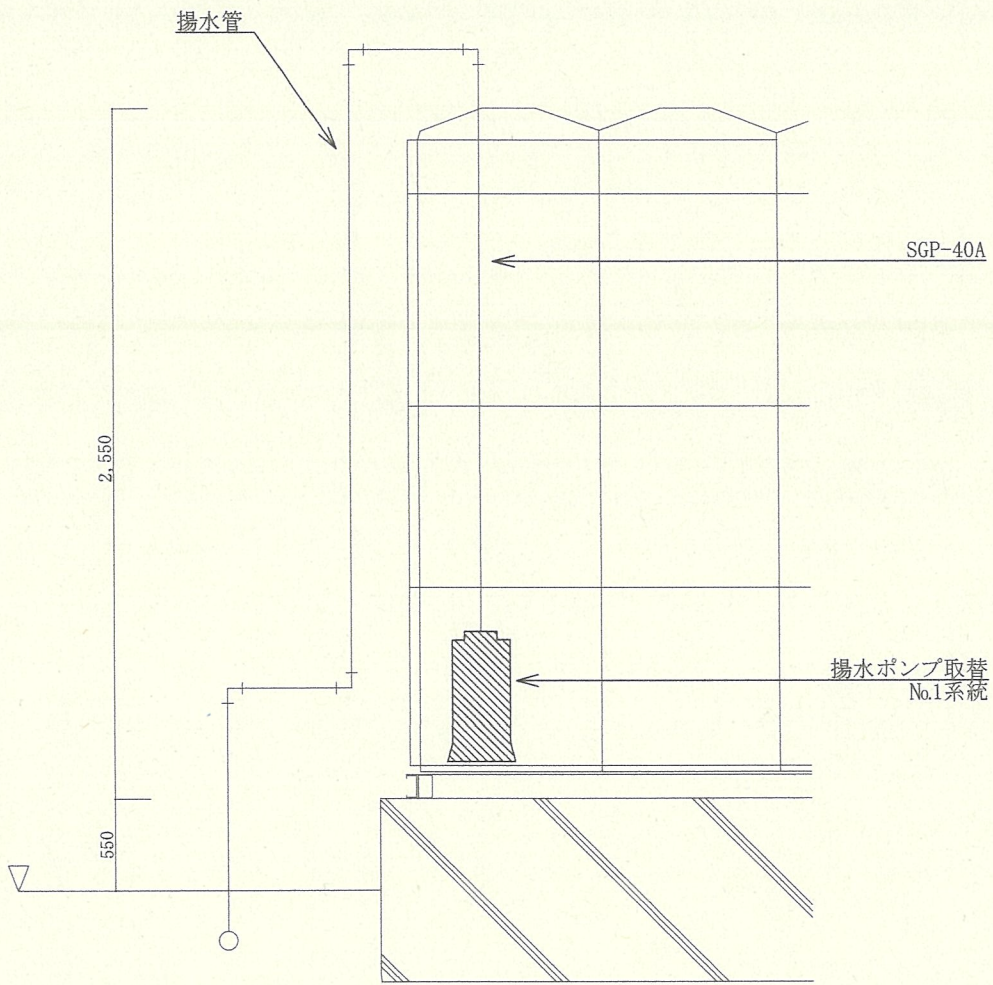
(5) 施工完了後、受水槽内の消毒を実施すること。



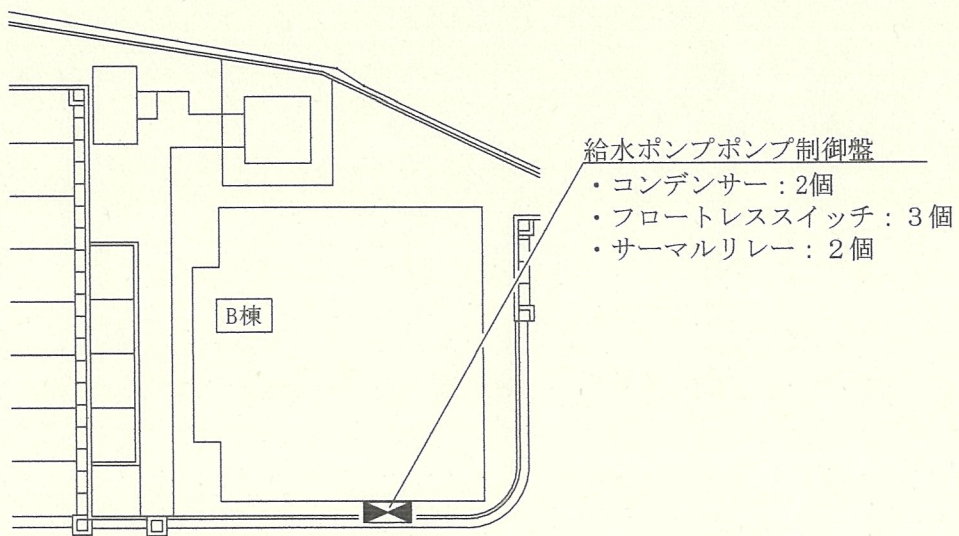
小浦宿舎 案内図 S=1/10,000



小浦宿舎 配置図 S=1/400



受水槽 詳細図 S=1/X



受水槽 詳細図 S=1/X